

速度取締指針

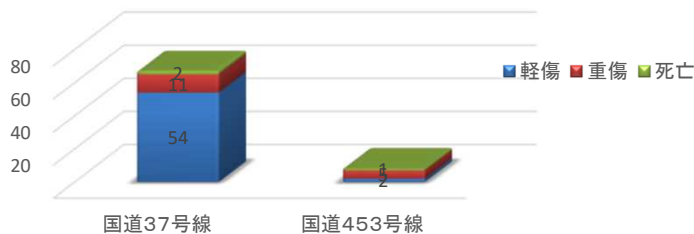
伊達警察署の速度取締りの重点（11月～4月）

路線	時間帯	地域	規制速度
国道37号線	午前7時～午後8時	市街地及び郊外	指定速度(50Km/h)
国道453号線	午前6時～午前9時	郊外	法定速度(60Km/h)

重点以外の路線や時間帯であっても、必要に応じて取締りを実施します。

伊達警察署管内の交通事故実態等

路線別人員事故発生状況（過去5年・11月～4月）

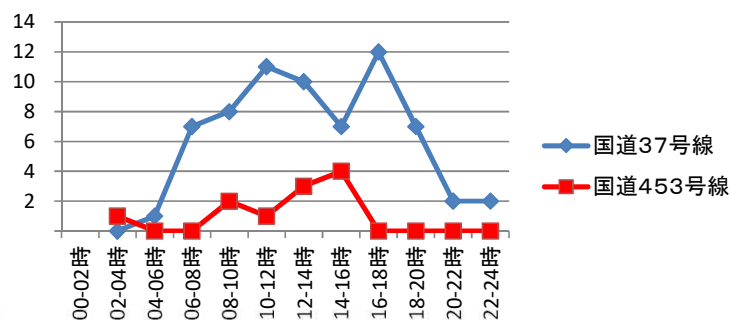


○ 過去5年の人身事故発生を路線別に比較すると国道37号が多い

○ 過去5年の死亡・重傷事故の割合は国道453号が高い

○ 過去5年の路線別発生時間帯を見ると、国道37号は通勤通学時間帯が最も多く、下校時間帯も多い

○ 国道453号は日中時間帯が多く、速度超過・漫然運転が一因と思われる



～伊達警察署管内における令和7年中の人身事故発生状況～

- 発生件数は33件であり、死傷者は43名であった。（11月6日現在）
- 国道37号は人身・物件事故が例年と比べて、微増傾向であり、更なる交通違反取締りが求められる。
- 事故類型は車と車の出会い頭事故が最も多く、次いで車と車の追突が多い。
- 事故原因は漫然運転及び脇見が多いため、幹線道路における監視検問等による取締りが必要である。

その他の交通指導取締りの要点

交差点違反及び携帯電話使用等違反に対する交通取締りを強化する。

令和7年11月から令和8年4月までの速度取締りの重点と取組状

路線	時間帯	地域	規制速度	人身事故件数	件数増減
国道37号線	午前7時～午後8時	市街地及び郊外	指定速度(50km/h)	5	+4
国道453号線	午前6時～午前9時	郊外	法定速度(60km/h)	0	-1

※ 件数増減については前年同期比